



島根県報

平成27年3月27日（金）
号外第54号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	2
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	3
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	3
教育長の営利企業等の従事制限に関する規則	3
教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則	4
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	4
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	7
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	8
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	15
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	19
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	19
給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部を改正する規則	20
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則	20
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	20
県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	24

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 4 号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「8 週間後の日」の次に「（水産練習船神海丸に乗り組む職員にあつては、16 週間後の日）」を加える。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 5 号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「8 週間後の日」の次に「（水産練習船神海丸に乗り組む教育職員にあつては、16 週間後の日）」を加える。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 6 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条第 5 項」を「第 2 条第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「同項」を「条例第7条第1項」に改める。

第3条中「第4条第4項」を「第7条第4項」に改める。

第5条中「第5条第2項」を「第6条第1項」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第7条 条例第4条第3項第2号の人事委員会規則で定める休暇は、次に掲げる休暇とする。

- (1) 島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）第19条に規定する介護休暇
- (2) 島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）第30条に規定する介護休暇

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3の項第4号エ中「職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第7号）」を「職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県人事委員会規則第19号）」に改め、同号オ中「県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）」を「県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成27年島根県人事委員会規則第20号）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第9号

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条

第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可を必要とする地位)

第2条 法第11条第7項において規定する教育委員会の許可を必要とする地位は、同項に規定する役員のほか、参与、顧問、評議員その他これらに類するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則の規定は、適用しない。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年島根県条例第24号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第2条第3号の規定に基づき、人事委員会の定める職務に専念する義務を免除される場合については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年島根県条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則の規定は、適用しない。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第2項の規定により採用」の次に「（以下「再任用」という。）」を、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）を」の次に「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数（以下「任期付短時間勤務に係る算出率」という。）を」を加える。

第6条の2第3項第1号中「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を」の次に「、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務に係る算出率を」を加える。

第6条の5第1項第3号中「若しくは6級地」を「、6級地若しくは7級地」に改める。

第11条の4第1号中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第11条の7中「該当する職員」の次に「（再任用職員を除く。）」を加える。

第12条の9第2項中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）第3条第2項」を「、職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）第3条第2項又は任期付職員条例第10条第1項」に改める。

第12条の11の10第1号中「人事委員会が認める者」の次に「（次号において「通勤困難者」という。）」を、「負担すること」の次に「（次号において「特急等利用」という。）」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 再任用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日における採用に限る。第12条の15の6第2項第7号において同じ。）

された職員のうち、条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、通勤困難者に限る。）

第12条の15の4第3項第5号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第6号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第7号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第8号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第9号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第10号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第11号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(12) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(13) 2,500キロメートル以上 58,000円

第12条の15の6第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 再任用に伴い、住居を移転し、第12条の15の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する公署に通勤することが第12条の15の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第13条の2第2項第1号イ中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第15条の3第4項中「第4項」を「第5項」に改める。

第15条の3の2第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項第1号」に改め、同項第3号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）」を「任期付職員条例」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条第2項中「第15条の3第2項ただし書」を「第15条の3第3項第1号」に改め、同条第3項を削る。

第15条の3の3を第15条の3の5とし、第15条の3の2の次に次の2条を加える。

第15条の3の3 条例第15条の3第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第3の区分欄に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種 6,000円

- (2) 2種 5,000円
- (3) 3種 4,000円
- (4) 4種及び5種 3,000円
- (5) 6種 2,000円

2 条例第15条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第15条の3の4 管理職員特別勤務手当は、第15条第3項及び第5項に規定する時間外勤務手当等の支給方法に準じて支給する。

第16条の5第1項第3号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項第3号中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第17条第4項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる職員として在職した期間

- ア 未帰還職員
- イ 法第29条第1項の規定により停職処分を受けている職員
- ウ 専従許可を受けている職員
- エ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員
- オ 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員
- カ 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第18条第2項中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第22条中「第16条第2項」を「第16条」に改め、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を」の次に「、任期付短時間勤務職員にあつては任期付短時間勤務に係る算出率を」を加え、同条第1号及び第2号中「あたる」を「当たる」に改める。

第23条中「第15条の3の3」を「第15条の3の5」に改める。

別表第2アの表中「6,600円」を「6,588円」に、「8,500円」を「8,485円」に、「9,600円」を「9,583円」に、「10,200円」を「10,182円」に、「10,600円」を「10,581円」に、「11,200円」を「11,180円」に、「12,100円」を「12,079円」に、「12,700円」を「12,678円」に、「14,300円」を「14,275円」に改め、同表の備考を削り、別表第2イの表中「7,900円」を「7,886円」に、「8,800円」を「8,785円」に、「9,400円」を「9,384円」に、「10,600円」を「10,581円」に、「11,300円」を「11,280円」に、「11,600円」を「11,580円」に、「12,000円」を「11,979円」に、「12,400円」を「12,378円」に、「13,100円」を「13,077円」に改め、同表の備考を削り、別表第2エの表中「6,200円」を「6,189円」に、「8,000円」を「7,986円」に、「9,100円」を「9,084円」に、「9,700円」を「9,683円」に、「10,500円」を「10,482円」に、「11,300円」を「11,280円」に、「12,200円」を「12,179円」に改め、同表の備考を削り、別表第2オの表中「8,100円」を「8,086円」に、「9,400円」を「9,384円」に、「9,700円」を「9,683円」に、「10,000円」を「9,983円」に、「10,400円」を「10,382円」に、「11,600円」を「11,580円」に、「12,500円」を「12,478円」に改め、同表の備考を削る。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「危機管理監」を削り、
「調整監」を「調整監
指導監査監」に改め、同表教
「調整監」を「調整監
指導監査監」に改め、同表教
指導監査監」

育委員会の部職名の欄中「県立学校事務長（安来高等学校、情報科学高等学校、松江北高等学校、松江南高等学校、松江東高等学校、松江工業高等学校、松江商業高等学校、松江農林高等学校、宍道高等学校、大東高等学校、横田高等学校、三刀屋高等学校、平田高等学校、出雲高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、出雲農林高等学校、大社高等学校、大田高等学校、邇摩高等学校、島根中央高等学校、矢上高等学校、江津高等学校、江津工業高等学校、浜田高等学

校、浜田商業高等学校、浜田水産高等学校、益田高等学校、益田翔陽高等学校、隠岐高等学校、隠岐島前高等学校、隠岐水産高等学校、盲学校、松江ろう学校、浜田ろう学校、松江養護学校、出雲養護学校、石見養護学校、浜田養護学校、益田養護学校、松江清心養護学校、江津清和養護学校及び松江緑が丘養護学校に限る。) 」を「県立学校事務長」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第11条の3関係）

都府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
広島県	広島市	5級地

備考 この表に掲げる都府県、支給地域及び級地（以下「支給地域等」という。）以外の支給地域等については、人事院規則9—49（地域手当）の例によるものとし、当該例によることとされる支給地域等がこの表に掲げられているものとみなす。

「
別表第6中 隠岐郡西ノ島町大字浦郷 水産技術センター総合調整部栽培漁業科 を削る。
」

別表第7中「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合に関する特例）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第51号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第12項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。）第9条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

支給割合	支給地域
100分の18	東京都のうち特別区
100分の15	大阪府のうち大阪市
100分の10	広島県のうち広島市

備考 この表に掲げる支給割合及び支給地域（以下「支給割合等」という。）以外の支給割合等については、人事院規則9—49（地域手当）附則第2条の例によるものとし、当該例によることとされる支給割合等がこの表に掲げられているものとみなす。

- 平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えられた給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。
（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）
- 平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えられた給与条例第10条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「農林水産部食料安全推進課」を「農林水産部畜産課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9級の項中

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 理事の職務 |
| 2 | 本庁の部長の職務 |
| 3 | 会計管理者の職務 |
| 4 | 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 |
| 5 | 危機管理監の職務 |
| 6 | 技監の職務 |

を

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 理事の職務 |
| 2 | 本庁の部長の職務 |
| 3 | 会計管理者の職務 |
| 4 | 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 |
| 5 | 技監の職務 |

に改める。

別表第13中

短 大 卒		2.5	5
	0	2.5	8
高 校 卒		5	5
	0	5	10

を

短 大 3 卒		1	5
	0	1	6
短 大 2 卒		2.5	5
	0	2.5	8

に改める。

別表第18備考5(3)中「及び農芸化学」を「、農芸化学、原子力及び鳥獣対策」に改め、同表備考5中(9)を(10)とし、(8)の

次に次のように加える。

(9) 文化財研究員

別表第21備考2(1)中「及び農芸化学」を「、農芸化学、原子力及び鳥獣対策」に改め、同表備考2中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 文化財研究員

別表第23中

歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級11号給
	高 校 卒	1 級 1 号給

を

「

歯 科 技 工 士	短 大 3 卒	1 級17号給
	短 大 2 卒	1 級11号給

に改める。

別表第25中

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

を

34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

に、

69
69
69
70
70
70
71
71
72
73
74
75
77

を

68
68
69
69
69
69
69
69
70
70
70
71
72
73
74
75

に、

51

「

50

「

30
30
30
31
31
31
32

「

29
30
30
30
30
31
31

」

51		50		32		31
51		50		32		31
51		50		32		31
51		50		33		31
52		51		33		31
52		51		33		31
52		51		33		31
52		51		34		31
52		51		34		31
53	を	51	に、	34	を	32
53		51		34		32
53		51		35		32
53		51		35		32
		51		35		32
		51		35		32
		51		36		32
		52		36		32
		52		36		32
		52		37		32
		52				32
		52				32
		53				32
						32
						32
						33
						33
						34
						34
						35

29		28		14		13
29		29		14		14
29		29		14		14
29		29		14		14
30		29		14		14
30		29		15		14
30		30		15		14
30	を	30	に、	15	を	15
31		30		15		15
31		30		16		15
31		30		16		15
31		31		16		15
32		31		16		16

32	31	17	16
33	31		

別表第26中

69	を	68	に、
69		69	
70		70	
70		71	
71		72	
71		73	
72		74	
72		75	
73		76	
74		77	
75		78	
76		79	
77		80	
78		81	
79		82	
80		83	

53	を	52	に、	42	を	41	に、	31	を	30	に改める。
53		52		43		42		31		30	
53		52		44		42		31		31	
53		52		45		43		31		31	
54		52		46		43		31		31	
54		52		47		44		32		31	
54		52		48		44		32		31	
54		52		48		44		32		31	
54		52		48		44		32		31	
54		53		49		44		32		31	
54		53		49		44		32		31	
55		53		49		44		33		32	
55		53		50		44		33		32	
55		53		50		44					
55		53		50		44					
55		53		50		44					
55		53		51		45					
56		53		51		45					
56		53		51		45					
56		53		52		45					

57

」

53
53
53
54
54
54
55
55
55

」

52
52
53
53
53

」

45
45
45
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47

」

33
34
34
35

」

32
32
32
32

」

「

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36

別表第27中

「

21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34

を

に改める。

37
37
38
38
39

35
35
36
36
37

」

別表第28中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28

を

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に改める。

別表第30中

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
41
41
42

を

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42

に、

45

を

44

に、

26
26
26
26
27
27
27
27
27
28
28

を

25
25
25
26
26
26
26
26
26
26
27

に改

42	43	」	」	28	27
42	43			28	27
43	44			29	27
43	44			29	27
43	45			29	27
44	45			30	28
44	46			30	28
44	46			31	28
45	47				
45	47				
46	48				
46	48				
47	49				

める。

42	41	」	」
42	41		
42	41		
42	42		
42	42		
43	42		
43	42		
43	42		
43	42		
43	43		
44	43		
44	43		
44	43		
44	43		
44	43		
45	44		
45	44		
45	44		

別表第31中

を

に、

37	36	」	」
37	36		
38	36		
38	36		
39	37		
39	37		

40	を	37	に改める。
40		37	
41		37	
41		38	
42		38	
42		38	
43		38	
43		38	
44		39	
44		39	
45		39	

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第2項の規定により採用」の次に「（以下「再任用」という。）」を、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）を」の次に「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間勤務に係る算出率」という。）を」を加える。

第33条の見出しを「（給与の減額）」に改め、同条中「第16条」を「第16条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる日の日数の合計に7時間45分（再任用短時間勤務教育職員にあっては再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあっては育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあっては育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を、任期付短時間勤務教育職員にあっては任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ7時間45分に乗じて得た時間）を乗じたものとする。

- (1) 教育職員の休日及び休暇条例第3条第1項第1号に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）
- (2) 教育職員の休日及び休暇条例第3条第1項第2号に規定する休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）

第33条の2第3項第1号中「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を」の次に「、任期付短時間勤務教育職員にあってはその額に任期付短時間勤務に係る算出率を」を加える。

第35条の4第1号中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第35条の7中「該当する教育職員」の次に「（再任用教育職員を除く。）」を加える。

第36条の9第2項中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）第3条第3項」を「、職員

の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）第3条第3項又は任期付職員条例第10条第2項に改める。
第36条の11の10第1号中「人事委員会が認める者」の次に「（次号において「通勤困難者」という。）」を、「負担すること」の次に「（次号において「特急等利用」という。）」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 再任用（法第28条の2第1項の規定により退職した日（法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日における採用に限る。第36条の15の6第2項第7号において同じ。）された教育職員のうち、条例第20条第1項1号又は第3号に掲げる教育職員で、当該採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、通勤困難者に限る。）

第36条の15の4第3項第5号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第6号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第7号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第8号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第9号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第10号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第11号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

- (2) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円
(3) 2,500キロメートル以上 58,000円

第36条の15の6第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 再任用に伴い、住居を移転し、第36条の15の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教育職員で、当該再任用の直前の住居から当該再任用の直後に在勤する学校に通勤することが第36条の15の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教育職員
第38条の2第1項中「第22条の2第2項」を「第22条の2第3項第1号」に改め、同項第2号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）」を「任期付職員条例」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条第2項中「第22条の2第2項ただし書」を「第22条の2第3項第1号」に改め、同条第3項を削る。

第38条の2の次に次の2条を加える。

第38条の2の2 条例第22条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理職員の占める職に係る別表第13の区分欄に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 3種 4,000円
(2) 4種及び5種 3,000円
(3) 6種 2,000円

2 条例第22条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第38条の2の3 管理職員特別勤務手当は、第38条第4項及び第5項に規定する宿日直手当の支給方法に準じて支給する。

第40条の5第1項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第41条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる教育職員として在職した期間
ア 法第29条第1項の規定により停職処分を受けている教育職員
イ 専従許可を受けている教育職員

- ウ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている教育職員
- エ 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている教育職員
- オ 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている教育職員
- カ 大学院修学休業をしている教育職員

第43条第1項中「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を」の次に「、任期付短時間勤務教育職員にあつてはその額に任期付短時間勤務に係る算出率を」を加える。

別表第9の3中

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

90	89	58	57
90	89	58	58
91	89	58	58
91	90	58	58
92	90	59	58
92	90	59	58
93	90	59	58
93	90	59	58
93	91	60	58
94	91	60	58
94	91	60	59
94	91	60	59
95	91	60	59
95	92	61	59
95	92	61	59
	92	61	59
	92	61	59
	92		59
	92		59
	93		59
	93		59
	94		59

	94		59
	95		60
			60
			60

26	を	25	に改める。
27		26	
28		26	
29		27	
30		27	
31		28	
32		28	
33		29	
33		29	
34		30	
34		30	
35		31	

別表第11の2中「9,000円」を「8,984円」に、「11,100円」を「11,081円」に、「11,500円」を「11,480円」に、「12,200円」を「12,179円」に、「13,100円」を「13,077円」に改め、同表の備考を削る。

別表第13中「横田高等学校」の次に「、飯南高等学校」を、「益田翔陽高等学校」の次に「、吉賀高等学校、津和野高等学校」を、「隠岐高等学校」の次に「、隠岐島前高等学校」を加える。

別表第16中「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

別表第17中	7,100	を	7,100	に、	7,300	を	7,300	に改める。
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	
			7,100				7,300	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)
- 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第52号)附則第10項の規定により読み替えられた県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)第20条の2第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「除して得た数を」の次に「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）第4条の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 農林水産部畜産課家畜病性鑑定室

第6条第3項第1号中「20,400円」を「1,070円」に改め、同項第2号中「30,300円」を「1,590円」に改め、同項第3号中「33,500円」を「1,760円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（昭和44年法律第64号）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第10条第1項第2号に規定する訓練生の指導その他の人事委員会規則で定める指導は、次に掲げる者の指導とする。

- (1) 高等技術校の訓練生
- (2) 前号に掲げる者のほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練を受ける者
- (3) 高等学校との連携事業による訓練を受ける者
- (4) 前3号に準ずる者

第7条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第11条第2項に次の1号を加える。

(3) 対象個体の除去又はこれに伴う作業で、人事委員会が認めるもの

第20条第1項中「第32条第1項第1号」を「第32条第1項」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第2項中「第32条第1項第1号」を「第32条第1項」に改め、第3項及び第4項を削る。

第21条第1項中「と次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じて当該各号に定める額との合計額」を削り、同項各号を削る。

第27条第2項中「第26条」の次に「並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第10条第5項」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 任期付職員条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

第27条第3項第1号中「又は再任用職員」の次に「若しくは一般任期付職員（任期付職員条例第2条第2項、第3条又は第4条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を、「（再任用職員）の次に「又は一般任期付職員」を、「第16条」の次に「及び任期付職員条例第10条第5項」を加え、同項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」の次に「若しくは任期付短時間勤務職員」を、「（再任用短時間勤務職員）の次に「又は任期付短時間勤務職員」を加え、同項第3号中「再任用短時間勤務職員」の次に「、任期付短時間勤務職員」を加える。

第29条第3項中「（職員の職務の級に応じて月を単位に手当額が定められている部分を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第17号

給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部を改正する規則

給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の項中「第15条の3の3」を「第15条の3の5」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第7号）
- (2) 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第19号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第51号。以下「改正給与条例」という。）附則第6項から第9項までの規定による給料の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与条例 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）をいう。
- (2) 改正前の給与条例 改正給与条例第2条の規定による改正前の給与条例をいう。
- (3) 初任給規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）をいう。
- (4) 切替日 平成27年4月1日をいう。
- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第18から別表第24までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (7) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第6条、第7条又は第12条に規定する休暇の承認を受けていた期間
 - カ 職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条の規定により休職にされていた期間
 - キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ク 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条に規定する自己啓発等休業の承認を受けていた期間
 - ケ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条に規定する配偶者同行休業の承認を受けていた期間
- (8) 復職時調整 初任給規則第37条の2、育児休業法第8条、公益的法人等派遣条例第6条、自己啓発等休業条例第10条又は配偶者同行休業条例第10条の規定による号給の調整をいう。
- (9) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
- (10) 再任用職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (11) 特定職員 給与条例附則第9項本文の規定の適用を受ける特定職員をいう。
- (12) 人事交流等職員 切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者（初任給規則第25条の適用を受ける者を除く。）その他人事委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(改正給与条例附則第6項及び第7項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 改正給与条例附則第6項及び第7項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたものの
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額に相当する額）
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額に相当する額）と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額）との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額に相当する額）
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イ及び次条第1項第5号において「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額）が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））を改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定職員であつた職員（切替日の前日において特定職員であつた職員を除く。）にあつては、その額を給与条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）

(2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定職員であつた職員（切替日の前日において特定職員であつた職員を除く。）にあつては、その額を給与条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定職員であつた職員にあつては、その額を給与条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額（平成30年3月31日に特定職員であつた職員にあつては、その額を給与条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額）との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定職員であつた職員（切替日の前日において特定職員であつた職員を除く。）にあつては、その額を給与条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（平成30年3月31日に特定職員であつた職員にあつては、その額を給与条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た額。イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 切替前の再任用給料月額

イ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(改正給与条例附則第9項の規定による給料の支給)

第6条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に第4条第1項各号又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。次項において同じ。）であって、その者の受ける給料月額（特定職員にあつては、給与条例第3条第1項の規定により定められる額）がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定職員にあつては給与条例第3条第1項の規定により定められる額に相当する額、人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料を支給される職員でなくなった者を除く。）には、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））を、改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定職員であつた職員（切替日の前日において特定職員であつた職員を除く。）にあつてはその額を給与条例附則第9項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額、人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料を支給される職員でなくなった者を除く。）には、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

3 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に第4条第1項各号又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前2条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正給与条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、改正給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 改正給与条例附則第6項から第9項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第20号

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第52号。以下「改正条例」という。）附則第5項から第8項までの規定による給料の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項を定め

るものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立条例 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）をいう。
- (2) 改正前の県立条例 改正条例第2条の規定による改正前の県立条例をいう。
- (3) 県立規則 県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）をいう。
- (4) 切替日 平成27年4月1日をいう。
- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない県立規則別表第9に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 降格 教育職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (7) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第6条、第7条若しくは第12条又は県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第7条、第8条若しくは第12条に規定する休暇の承認を受けていた期間
 - カ 職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条の規定により休職にされていた期間
 - キ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ク 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間
 - ケ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をしていた期間
 - コ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業の許可を受けていた期間
- (8) 復職時調整 県立規則第24条、育児休業法第8条、公益的法人等派遣条例第6条、自己啓発等休業条例第10条又は配偶者同行休業条例第10条の規定による号給の調整をいう。
- (9) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。
- (10) 再任用教育職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員について行う職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (11) 特定教育職員 県立条例附則第12項本文の適用を受ける特定教育職員をいう。
- (12) 人事交流等教育職員 切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者（県立規則第17条の2の適用を受ける者を除く。）、教育職員が行う職務と同種の職務に従事していた者その他人事委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者をいう。

(改正条例附則第5項及び第6項の人事委員会規則で定める教育職員)

第3条 改正条例附則第5項及び第6項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる教育職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした教育職員
- (2) 切替日以降に降格をした教育職員

- (3) 切替日前に休職等期間がある教育職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した教育職員
- (5) 切替日以降に再任用教育職員異動をした教育職員
- (6) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員（人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員を含む。）

（改正条例附則第7項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった教育職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった教育職員（次項において「複数事由該当教育職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額に相当する額）
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額に相当する額）と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額に相当する額）
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務等をしている教育職員 改正前の県立条例別表第1の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - イ 育児短時間勤務等を終了した教育職員（アに掲げる教育職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用教育職員異動をした場合 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 当該再任用教育職員異動後において常時勤務を要する職を占める教育職員 改正前の条例別表第1の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イ及び次条第1項第5号において「切替前の再任用給料月額」という。）
 - イ 当該再任用教育職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用教育職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定め

る額

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、複数事由該当教育職員であって、その者の受ける給料月額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった教育職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった教育職員（次項において「複数事由該当教育職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教育職員であつた教育職員（切替日の前日において特定教育職員であつた教育職員を除く。）にあつては、その額を県立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教育職員（切替日の前日において特定教育職員であつた教育職員を除く。）であつた教育職員にあつては、その額を県立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教育職員であつた教育職員にあつては、その額を県立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額（平成30年3月31日に特定教育職員であつた教育職員にあつては、その額を県立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た給料月額）との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教育職員であつた教育職員（切替日の前日において特定教育職員であつた教育職員を除く。）にあつては、その額を県立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額）
- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 育児短時間勤務等をしている教育職員 改正前の県立条例別表第1の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（平成30年3月31日に特定教育職員であつた教育職員にあつては、その額を県立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た額。イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ 育児短時間勤務等を終了した教育職員（アに掲げる教育職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
- (5) 再任用教育職員異動をした場合 次に掲げる教育職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 当該再任用教育職員異動後において常時勤務を要する職を占める教育職員 切替前の再任用給料月額
- イ 当該再任用教育職員異動後において法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用教育職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、複数事由該当教育職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を改正条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第8項の規定による給料の支給)

第6条 人事交流等教育職員（当該人事交流等教育職員となった日以降に第4条第1項各号又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった教育職員を除く。次項において同じ。）であって、その者の受ける給料月額（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）がその者が切替日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（特定教育職員にあつては県立条例第4条第1項の規定により定められる額に相当する額、人事委員会の定める教育職員にあつては人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等教育職員となる前に給料表の適用を受ける教育職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正条例附則第5項から第8項までの規定による給料を支給される教育職員でなくなった者を除く。）には、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額（特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等教育職員であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（平成30年3月31日に特定教育職員であつた教育職員（切替日の前日において特定教育職員であつた教育職員を除く。）にあつてはその額を県立条例附則第12項本文の規定の例により減じて得た給料月額に相当する額、人事委員会の定める教育職員にあつては人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等教育職員となる前に給料表の適用を受ける教育職員として在職していた者であつて、切替日以降に改正条例附則第5項から第8項までの規定による給料を支給される教育職員でなくなった者を除く。）には、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間、その差額に相当する額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

3 人事交流等教育職員であつて、当該人事交流等教育職員となった日以降に第4条第1項各号又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等教育職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前2条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第7項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 改正条例附則第5項から第8項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の教育職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。